

年 月 日

様

銚子市長

（ 年度）指導監査結果通知書

（指摘事項なしの場合）

このことについて、社会福祉法第 5 6 条の規定により下記のとおり監査したところ、概ね適切に運営されていると認められました。

なお、今後とも適切な運営に御尽力ください。

（報告を要しない指摘事項のみの場合）

このことについて、社会福祉法第 5 6 条の規定により下記のとおり監査したところ、別紙事項については、是正改善の必要が認められたので、現地において監査実施職員が指示した事項も併せて考慮のうえ、必要な措置を講ずるよう通知します。

（報告を要する指摘事項がある場合）

このことについて、社会福祉法第 5 6 条の規定により下記のとおり監査したところ、別紙事項については、是正改善の必要が認められたので、現地において監査実施職員が指示した事項も併せて考慮のうえ、必要な措置を講ずるよう通知します。

なお、指摘事項に対する改善状況については、別記様式に記入のうえ、改善した事項を証する書類及び理事会及び評議員会において審議した場合は審議内容がわかる書類を添えて、 年 月 日までに報告してください。

記

- 1 監査実施日時 年 月 日（ ）
- 2 監査実施場所

別紙

1 報告を要しない指摘事項

法人名 _____

区 分	項 目	指摘内容	備 考

2 報告を要する指摘事項

法人名 _____

区 分	項 目	指摘内容	備 考

3 助言（※）

法人名 _____

区 分	項 目	指摘内容	備 考

※ 助言は、法人運営に資するものと考えられる事項とする。なお、助言は法人が従わなければならないものではない。